



2020年6月19日

各 位

会 社 名 H a m e e 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 樋 口 敦 士
(コード番号：3134 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 富 山 幸 弘
(TEL. 0465-42-9083)

譲渡制限付株式報酬制度の改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、2019年6月24日開催の取締役会にて導入を決議した譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の改訂を決議し、本制度の改訂に関する議案を、2020年7月30日開催予定の当社第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度改定の理由

当社は2019年7月25日開催の第21回定時株主総会において、第5号議案「取締役に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬支給の件」としてご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に係る決議を「当初決議」といいます。）、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

また、当社の取締役の報酬等の額は、2014年11月7日開催の臨時株主総会において、年額130百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただき、さらに、2019年7月25日開催の第21回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠として、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を、年額10百万円以内、対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数を年9,000株とご承認をいただいて今日にいたっております。

今般、2019年6月12日に策定いたしました中期経営計画の進捗状況、当社の株価推移、さらなる業績向上へのコミット、その他諸般の事情を勘案して、本制度の内容を一部改定することといたしました。

2. 本制度改定の概要

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を割当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものですが、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内と改定いたします。また、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、発行又は処分される普通株式の総数は年25,000株以内と改定いたします。ただし、当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものといたします。

3. その他

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

以上